

社会福祉施設等調査の概要（平成 30 年以降）（案）

※下線部分が見直し事項

1. 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく一般統計調査

3. 調査の期日

毎年 10 月 1 日

4. 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県・指定都市・中核市を対象とし、「調査対象施設・事業所一覧」に掲げる施設・事業所について把握する。

(2) 詳細票

基本票で把握した社会福祉施設等及び障害者総合支援法による障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所並びに児童福祉法による障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所を対象とし、保育所及び有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）については層化無作為抽出した施設、それ以外については全数を客体とする。

調査対象施設・事業所一覧

生活保護法による保護施設

救護施設
更生施設
医療保護施設
授産施設
宿所提供施設

老人福祉法による老人福祉施設

養護老人ホーム（一般）
養護老人ホーム（盲）
軽費老人ホーム A型
軽費老人ホーム B型
軽費老人ホーム（ケアハウス）
都市型軽費老人ホーム
老人福祉センター（特A型）
老人福祉センター（A型）
老人福祉センター（B型）

障害者総合支援法による障害者支援施設等

障害者支援施設
地域活動支援センター
福祉ホーム

身体障害者福祉法による

身体障害者社会参加支援施設

身体障害者福祉センター（A型）
身体障害者福祉センター（B型）
障害者更生センター
補装具製作施設
盲導犬訓練施設
点字図書館
点字出版施設
聴覚障害者情報提供施設

児童福祉法による障害児福祉施設等

婦人保護施設
助産施設
乳児院
母子生活支援施設
幼保連携型認定こども園
保育所型認定こども園

保育所

小規模保育事業所
小規模保育事業所（A型）
小規模保育事業所（B型）
小規模保育事業所（C型）

家庭の保育事業所
居宅訪問型保育事業所
事業所内保育事業所
児童養護施設
障害児入所施設（福祉型）
障害児入所施設（医療型）
児童発達支援センター（福祉型）
児童発達支援センター（医療型）
児童心理治療施設
児童自立支援施設
児童家庭支援センター
小型児童館
児童センター
大型児童館A型
大型児童館B型
大型児童館C型
その他の児童館
児童遊園

母子及び父子並びに寡婦福祉法による

母子・父子福祉施設

母子・父子福祉センター
母子・父子休養ホーム

その他の社会福祉施設等

授産施設
宿所提供施設
盲人ホーム
無料低額診療施設
隣保館
へき地保健福祉館

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）

有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅であるもの）

障害者総合支援法による障害福祉サービス

事業所及び相談支援事業所

居宅介護事業所
重度訪問介護事業所
同行援護事業所
行動援護事業所
療養介護事業所
生活介護事業所
重度障害者等包括支援事業所
計画相談支援事業所
地域相談支援（地域移行支援）事業所
地域相談支援（地域定着支援）事業所
短期入所事業所
共同生活援助事業所
自立訓練（機能訓練）事業所
自立訓練（生活訓練）事業所
宿泊型自立訓練事業所
就労移行支援事業所
就労継続支援（A型）事業所
就労継続支援（B型）事業所

児童福祉法による障害児通所支援

事業所及び障害児相談支援事業所

児童発達支援事業所
放課後等デイサービス事業所
保育所等訪問支援事業所
障害児相談支援事業所
就労定着支援事業所
自立生活援助事業所
居宅訪問型児童発達支援事業所

…抽出対象

5. 調査事項

(1) 基本票

- ・ 施設基本票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員 等
- ・ 事業所基本票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体 等

(2) 詳細票

- ・ 施設詳細票：在所者の状況、従事者数 等
- ・ 事業所詳細票：サービスの種類と提供状況（利用者数等）、従事者数 等

6. 調査方法及び経路

(1) 調査方法

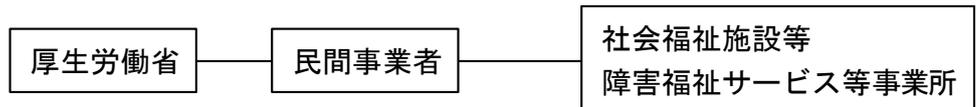
行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対しオンラインによる基本票の配布・回収により調査を実施し、それ以外の項目については、施設・事業所に対し厚生労働省が委託した民間事業者による詳細票の配布・回収（郵送等）により調査を実施する。

(2) 調査の系統

<基本票>



<詳細票>



7. 標本設計及び抽出方法

(1) 母集団情報

前年調査により得られた名簿

(2) 抽出方法

① 層化及び抽出の考え方

サービス、都道府県、施設・事業所の規模別に層化無作為抽出する。

② 目標精度

サービス、都道府県別の保育士、介護職員における従事者数及び常勤換算従事者数の標準誤差率が5%以内になることを目標に標本数を計算する。

③ 回収率及び廃止の状況を勘案した標本数の設定

②の標本数に、過去の都道府県別の回収率の逆数及び(1-廃止率)の逆数を乗じ、層ごとの標本数を計算する。

8. 推計方法

サービス別、都道府県別に、母集団全体の状態を推計する。

9. 過去の調査結果との比較について

(1) 基本票

平成 30 年以降も、行政情報から把握可能な項目については、都道府県・指定都市・中核市に対し調査を実施し、引き続き全数を把握するため、基本票による調査を開始した平成 24 年以降の調査結果と実数での比較を行うことができる。

(2) 詳細票

平成 30 年以降は、全数調査から標本調査へ移行し、結果は推計値となるため、平成 29 年以前の調査結果との実数での比較はできない。

10. 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）が行う。

調査結果は、「平成 30 年社会福祉施設等調査の概況」及び「平成 30 年社会福祉施設等調査報告」として集計完了後速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）及び政府統計の総合窓口（e-Stat）に掲載する。